

Y's academy 基本会則

第1条(目的)

Y's academy(以下「本校」といいます。)は、レッスン生(本会則所定の手続きを経て本校と契約を締結された方を言います以下同じ。)が本校の提供するレッスンを受けることにより、健康の向上と、自己表現・自己肯定感を高めること、プロクラスレッスンについては、モデルとしてのスキル向上、キャリアアップを図ることを目的とします。

第2条(レッスンコース)

1. 本校の提供するレッスンコースは、目的別に一般クラスとプロクラスに分かれて受講していただきます。それぞれにグループレッスン、プライベートレッスンのどちらかを選択して受講していただくことができます。また、時期によっては、特設コースを設けます。

| 目的別クラス | 各コース | レッスン時間 (1コマ) |
|--------|--------------|--------------|
| 一般クラス | 一般グループレッスン | 60分 |
| | 一般プライベートレッスン | 90分 |
| プロクラス | プログループレッスン | 60分 |
| | プロプライベートレッスン | 90分 |
| 特設クラス | 特設グループレッスン | 90分 |

2. レッソンの受講料のお支払いについては、都度払いの他、回数券利用でレッスンを受講することもできます。
3. 各コース毎の詳細な内容は、レッスン規約に定めます。

第3条(レッスン参加資格)

1. 本校のレッスン参加資格は、次の項目全てを満たすことを条件とします。
 - (1) 規約に定める各コース種別において別途定める資格を満たすこと。
 - (2))歩行に関して医師の診断を受けているなどの、レッスンを受講するうえでの、健康上の問題がなくウォーキングレッスンを受講することに健康上の問題がない事を本校に申告いただけること。
 - (3) 本会則、並びに規約にご同意いただけること。
 - (4) 暴力団関係者でないこと。
 - (5) 過去に本会則の違反行為をされていない事。

2. レッスン生は、本校に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 不当な要求行為
 - (3) 風説を流布し、偽計または威力を用いて本校の信用を毀損し、または本校の業務を妨害する行為
 - (4) その他前各項に準ずる行為

第4条(レッスン受講開始手続き)

1. 本校のレッスンを受講しようとするときには、所定の申込み方法により受講申込を行い、本校による審査を受けたうえ、本校が承諾をしたときに、本校のレッスン生となり契約が成立します。なおレッスンの開始日は別に定めます。第1回目のレッスン受講までは本契約を解除することができるものとします。
2. 未成年の方が入会しようとするときは、親権者の同意を得た上で、所定の申込み方法によりお申し込みいただきます。この場合親権者は、自らがレッスン生か否かに関わらず、本会則に基づくレッスン生の責任を本人と連帯して負うものとします。
3. 未成年について定めた前項の規約は、成年後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

第5条(届出)

1. レッスン生は入会申込書に記載した内容その他、本校に届け出た内容が正確であることを保証します。本校は、当該情報が不正確であることによってレッスン生または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
2. レッスン生は、入会申込書に記載した内容、その他本校に届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続きを行うものとします。
3. 本校よりレッスン生に通知する場合は、レッスン生から届出されている連絡先に宛て通知を発送いたします。レッスン生が前項の届出を怠るなどレッスン生の責めに帰すべき事由により本校からの通知が延着または届かなかった場合には、通常到着すべきときに通知が到達したものとします。

第6条(個人情報の扱い)

本校は保有する個人情報を適切に管理し、法の遵守に努めます。

- (1) 本校が取得し保有する個人情報は、レッスン生ご本人様の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、未成年においては保護者氏名、となります。
- (2) 保有する個人情報は本校の運営管理、レッスン管理、レッスン映像撮影、レッスン研究、各種イベントやこれらに関する各種案内を目的として使用し、法令に定められた場合を除き、同意を得ないで第三者に個人情報を提供することは致しません。

- (3) 本校は本人から個人情報の開示を求められたときには、遅延なく本人に開示いたします。個人情報の利用目的の通知や訂正、追加、削除、利用の停止を希望される方は本校の問い合わせ窓口にご連絡ください。

第7条(諸費用)

1. レッスン生種別による会費を含む諸費用(以下「諸費用」とする)は別途定めます。レッスン生は別に定める納入期限までに、自らが申し込むコース種別に応じて本校が指定する方法および手段により、それぞれの諸費用を払い込むものとします。
2. 一旦支払われた諸費用は、法令の定めまたは本校が認める理由がある場合を除き、返還されません。

第8条(レッスン生の地位、レッスンを受ける権利の相続、譲渡)

本校のレッスン生たる地位やレッスンを受ける権利は一身専属のものであり、他の方に譲渡できず、他の方が相続することもできません。

第9条(禁止事項)

レッスン生は次の行為をすることを禁止します。これらの行為があった場合にはレッスンの受講をお断りし、退出、退会をしていただくこともありますので、予めご了承ください。

- (1) 脅迫的な言動、大声や奇声を発し、又は著しく粗野若しくは乱暴な言動をすること。
- (2) 故意にレッスンの運営に著しく支障のある行為をすること。
- (3) 他のレッスン生を含む第三者や本校スタッフ、本校を誹謗、中傷すること。
- (4) 本校の許可なく物品の販売や営業行為、レッスン生間での金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動をおこなうこと。
- (5) 他のレッスン生や本校スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかけ、又は正当な理由なく面談を要求したり、電話をかけ、郵便物を送り付ける等の行為。
- (6) 感染症にかかり、医師、保健所や専門家から外出の許可が出ていないにもかかわらず、レッスンに参加すること。
- (7) レッスンを受講することを医師から禁止されている等、レッスンを受講するにあたり心身の健康状態に著しく問題がある状態でレッスンに参加すること。
- (8) 本校講師、スタッフの許可なくレッスンを録画、撮影すること。(レッスンの録画、撮影については必ず講師、スタッフの了解を得て、他のレッスン生のプライバシーや肖像権などの人権に配慮し行ってください)
- (9) 社会的モラルに反する言動や迷惑行為。
- (10) その他前号に例示列挙された行為に準ずる行為。

第10条(安全、災害、不可抗力等の対応)

安全にレッスンを受講していただくため、以下のことについてご協力をお願いいたします。

- (1) 体調管理については自己責任において受講をお願いします。
- (2) 担当講師やスタッフがレッスンの受講中にレッスン生の健康状態をみてレッスンの継続を中止させていただく場合には指示に従ってください。
- (3) レッスン生は持込物については自己責任での管理をお願いいたします。本校は本校に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。
- (4) 災害発生時には、講師やスタッフの指示に従い、速やかに避難してください。非常口、避難経路は事前に確認をお願いいたします。
- (5) レッスン開催予定地に暴風警報、地震警戒宣言、地震注意情報、特別警報が発令されたとき、又は社会情勢の著しい変化その他不可抗力等があったとき若しくはその恐れがあり、レッスンをすることが困難であると本校が判断したときにはレッスンを中止します。
- (6) 発令された警報、宣言、注意情報が解除された場合には、その解除のときから3時間が経過する時以降に開講すべきレッスンを開講します。その場合には自身で安全確認をしたうえでレッスン会場までお越しくください。ただし担当講師が公共交通機関の運休等によりレッスン会場に来ることができないときには、その日のレッスンは休講とし、別日に補講するものとします。
- (7) 前各号の事由の場合におきましては、第7条3項の規定により、法令の定めまたは、本校が認める場合を除きすでに支払われた諸費用の返金はいたしません。原則として補講等の対応をいたします。

第11条(免責条項)

1. レッソンの受講に際してレッスン生、その他の第三者が受けた損害については、本校がその責めに帰すべき事由に基づき損害賠償責任を負う場合を除き一切責任を負いません。
2. またレッスン生同士の間が生じた係争やトラブルについても、本校は本校に故意過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。

第12条(免責される場合の範囲)

万一、本校がその責めにきすべき事由に基づき損害賠償責任を負担する場合、その責任は1回分のレッスン料を上限とします。ただし本校に故意または重大な過失がある場合を除きます。

第13条(契約の期間)

レッスン受講に関する契約期間はレッスン規約に別に定めます。なお、レッスン生本校双方に更新義務はありません。

第14条(契約の解除)

1. レッスン生の都合により契約を解除したい場合には、直ちに本校に連絡をいれ所定の手続きを行ってください。
2. 本校はレッスン生が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに契約を解除することができます。
 - (1) 第3条に定める入会資格を充足していないことが判明したとき。
 - (2) 本会則その他本校が定める諸規則に違反したとき。
 - (3) 諸費用の支払い期限を過ぎても支払いがないとき。
 - (4) 法令に違反したとき。
 - (5) 規約に定める利用開始日以降、1度も利用がない状態で3カ月以上経過したとき。

第15条(返金)

既に支払われた諸費用は、第14条に定める解除事由による契約の解除の場合には、法令の定めまたは本校が認める理由がある場合を除き、返還されません。

第16条(諸費用、条件等の変更、廃止)

本校では、本会則に基づいてレッスン生の負担する諸費用、レッスンの受講条件および運営システムについて、本校が必要と判断したときは、レッスン生に対して原則として1カ月前までに告知または通知することにより、これらを変更または廃止することができます。

第17条(会則の改正)

原則として本校は1カ月前までにレッスン生に告知または通知することにより、本会則を改正することができ、改正した本会則等の効力は、全レッスン生に及ぶものとします。

第18条(告知方法)

本会則における告知方法は第5条に定めた届出による連絡先への送信とします。

第19条(規定外事項)

この会則に定めがない事項については、特約又は慣習によるものとします。

第20条(協議)

本校とレッスン生との間で交わされた契約について疑義が生じたときは、協議の上、双方信義誠実を持ってこれを解決するものとする。

第21条(専属的合意管轄裁判所)

この会則及びコース毎の規約に関し生ずる一切の裁判上の紛争については、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第22条(特記事項)

1. 本校では、レッスン生のレッスンの様子を映像撮影させていただくことがあります。その映像はレッスンの進捗状況の確認や指導法の研究の為に使用させていただきます。本人の同意なく第三者に公表することはありません。
2. また、SNS等に掲載させていただく場合には、必ず本人(未成年につきましては法定後見人)の同意を得たうえで使用させていただきます。掲載の同意得て使用した写真・動画については、削除依頼をお受けすることはできませんので予めご了承ください。ただし法令の定め又は本校が認める理由がある場合を除きます。
3. レッスン生が自身のレッスンを自身の研鑽の為に撮影する時には、担当講師の指示に従い、他人の著作物や他の受講生を許可なく撮影しないようにしてください。
4. また SNS 等への投稿につきましても、担当講師まで御相談ください。本校に無断で営利目的の投稿を YouTube 等にはすることは禁止いたします。